

第6編 財務（議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例）

第2章 契約・財産

○議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

(昭和58年12月1日条例第6号)

改正 昭和63年4月1日条例第2号 平成5年8月3日条例第3号

(趣旨)

**第1条** 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関しては、この条例の定めるところによる。

(議会の議決に付すべき契約)

**第2条** 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により、議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

**第3条** 地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則(昭和63年4月1日条例第2号)**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則(平成5年8月3日条例第3号)**

この条例は、公布の日から施行する。